

## 第26回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年6月10日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 諸般の報告

4. 議 事

（前回提案された事項）

（第24回資料）

(1) 協議第66号 使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目16） …… 別冊2

(2) 協議第67号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目24） …… 別冊3

(3) 協議第68号 コミュニティ施策の取扱いについて（協定項目25-21） …… 別冊4

(4) 協議第69号 その他事業【温泉事業】の取扱いについて

（協定項目25-27-⑧） …… 別冊5

5. 住民説明会資料（素案）について

6. その他

・次回の会議日程等について

7. 閉 会

会 議 出 席 者

有村	久行委員	脇元	敬委員
福島	英行委員	新村	俊委員
前田	終止委員	宮田	揮彦委員
吉村	久則委員	上村	哲也委員
津田和	操委員	榎木	ヒサエ委員
小原	健彦委員	石田	與一委員
西村	新一郎委員	徳永	麗子委員
笹峯	護委員	砂田	光則委員
池田	靖委員	岩崎	薩男委員
川畑	繁委員	松永	讓委員
徳田	和昭委員	狩集	玲子委員
川東	清昭委員	児玉	實光委員
常盤	信一委員	原田	統之介委員
木場	幸一委員	林	麗子委員
黒木	更生委員	八木	幸夫委員
迫田	良信委員		
浦野	義仁委員		
稲垣	克己委員		
西	勇一委員		
松枝	洋一郎委員		
小久	保明和委員		
諏訪	順子委員		
延時	力蔵委員		
今吉	耕夫委員		
今島	光委員		
秋峯	イクヨ委員		
道祖瀬戸	謙二委員		
森山	博文委員		
東鶴	芳一委員		
原	京子委員		

会 議 欠 席 者

東麻生原 勉委員

川畑 征治委員

山口 茂喜委員

大庭 勝委員

湯前 則子委員

松山 典男委員

永田 龍二委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます2分の1以上の出席の定足数を満たしておりますので、ただいまから第**26**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして湯前委員、川畑征治委員、大庭委員、永田委員、松山委員、東麻生原委員、山口委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第**26**回目になりますけれども、始良中央地区合併協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方には大変ご多用の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。いよいよ当協議会も付託されておりました**51**の協定項目につきまして本日で実質的な審議を終えていただくということで最後ということになります。今後、これまで月2回のペースでこの協議会を開催させていただきましたけれども、7月以降は月1回というようなことで開催をさせていただく予定でございます。なお、当協議会でご承認をいただきました事項の中には、調整方針の中に合併までに調整するとされている事項がたくさん残っております。これらにつきましては今後専門部会、幹事会等で協議、調整をさせていただきますが、これらにつきましては逐次協議会の方へ報告をさせていただきたいというふうに考えております。なお、また、この7月には住民の皆様方への説明会、8月には合併の調印式、9月の廃置分合案の議会への提案などこれから諸行事が予定されているところでございますが、これらに関連いたします資料につきましても事前に皆様方に報告をさせていただく予定でございます。本日も数多くの協議事項が出されておりますけれども、どうか皆様方のご協力をいただきまして実りの多い会になりますことをお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、始良中央地区合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様の活発なご意見・ご協力よろしくお願い申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動きなどにつきまして事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料、会議次第の次のページになりますが、2ページをお開きいただきたいと思えます。ここに協議会の行事や事務局の動きについて整理をしております。5月の27日に第25回の協議会が当ホールで開かれましてから以降の主な会議等について整理をしております。各分科会等が数多く開かれておりますが、今、会長のあいさつにもございましたとおり、ここで協議いただきましたいろいろの調整方針に基づきまして具体的な調整等を中心に今会議等が開かれているというところでございます。6月の3日には第26回の幹事会が開かれております。これにつきましては、この協議会に提案するいわゆるA項目につきましては既に幹事会の方では協議を終えております。26回の幹事会におきましては、本日ご説明申し上げます住民説明会の資料（素案）につきましてもいろいろと検討を進めてまいっております。そのほかいわゆるB項目についての協議を行っております。それから、前後いたしますけれども、この中にちょっと記載しておりませんが、6月の2日には大島地区の法定協議会の一つの構成をなします笠利町の方から議員の方々が当始良中央地区の合併協議会の状況について研修に見えましたので、事務局の方で対応をさせていただきました。6月の10日、本日が第26回の協議会になります。なお、今後の予定につきましては下の方に整理をしておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。以上、簡単でございますけれども、諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局から説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等はないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、協議第66号、使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目16）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で財政専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございますでしょうか。はい、専門部会。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

使用料、手数料等の取扱いにつきまして（協定項目16）でございます。前回の協議会の中で使用料、手数料等の取扱いについてご意見を賜りました。使用料につきましては合併までに調整するという内容で、そのとおりでございますが、2の手数料につきましては、負担の公平性の原則を基本にサービスに対する適正な負担額を決定し、合併までに調整するという内容でございました。この内容についていろいろ意見をいただきまして、9日の日に財政専門部会を開催いたしましてこのことを協議いたしました。協議の結果、サービスに対する適正な負担額を決定し、合

併までに統一する方向で調整するという内容で内容を統一を図りました。また、今日使用料、手数料の取扱いの追加資料につきまして、前回提案をいたしました別冊2の1ページから2ページにかけましては、資料の左上にも表示してあるとおり、平成16年度当初予算ベースで○印を付けておりました。例えば、前回の協議会でご指摘のあった隼人町の弓道場の場合、実際に施設はありますが、体育施設使用料として体育館、運動場、武道館、弓道場等の使用料をまとめて徴収しています。そのようなわけで隼人町の弓道場の欄には○印が付いていませんでした。今回施設のあるものに対しまして○印を付けた追加資料を提出いたします。協議の参考にしていただければ幸いです。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

説明が終わりましたので、協議に入ります。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

使用料について、溝辺町においては団体とか、あるいは施設によっては減免措置をとられていることもあるわけですが、その辺の調整はどのような方向でされるつもりか。検討されているのか伺います。

○始良中央地区合併協議会財政専門部会長（臼崎 良徳）

使用料等につきましての減免の取扱いでございますけれども、この減免につきましては新市に引き継ぐということになっております。現行のとおりでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにご意見・ご質問等がなければ、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思えます。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第66号、使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目16）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(2)、協議第67号、自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目24）及び議事の(3)、協議第68号、コミュニティ施策の取扱いについて（協定項目25－21）を議題といたします。この二つの案件につきましては前回の会議で総務専門部会から提案説明を行っておりますが、非常に関連がございますので、一括して審議をお願いいたします。総務専門部会の方から何か補足説明がございますでしょうか。はい、総務専門部会。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

この両方の協議につきましては新たに追加しての説明はありませんが、前回の協議会で延時委員の方から、第21回の協議会で承認された社会教育事業の取扱いでは、「新市に旧市町の拠点公民館（いわゆる中央公民館）を置く。」、また、「社会教育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。」となっているが、今回の自治会・行政連絡機構の取扱いと社会教育法上の公民館との関連について考え方はどういうことなのか。あるいはこの自治公民館なり、校区公民館なりの組織が社会教育法上の公民館の下にぶら下がっているのかとの質問がありましたので、その点についてお答えいたします。延時委員の言われるように、社会教育法上の公民館、いわゆる条例公民館は、社会教育法第21条第1項に基づき市町村が、あるいは同条第2項に基づいた民法第34条の規定による法人が設置できることとなっており、教育機関としてその設置目的や呼称あるいは必要な職員の配置もこの法で規定されております。現在の各市町に設置されている公民館は、例えば、国分の場合は、条例公民館ではなく、自治活動を行う公民館であります。一方、隼人町の場合は、社会教育活動を行う条例公民館として8箇所を設置しているとともに、自治活動を行う組織としては地区公民会として8箇所を公民館と並列して設置してあります。このように現在の第1階層の地区公民館、自治公民館、校区公民館は呼称あるいはその活動内容も各市町によってまちまちであります。今日お手元に拠点公民館と地域コミュニティ組織イメージ図をお配りしておりますので、お目通しください。これでは拠点公民館や地域の条例公民館は教育委員会サイドの組織として活動し、一方、コミュニティ活動を行う自治組織としての、仮称ではございますが、公民会や自治会等は市長部局の組織として活動することになります。しかしながら、公民館と自治会の対象となる住民は共通していることから、イメージ図に示してありますように、当然に連帯あるいは支援をしながらの活動は不可欠のことと考えております。このようなことから自治組織として公民館という呼称を使うことは、社会教育法の趣旨の上からも、また、住民にとっての紛らわしさを避けるためにも、先の協議会でお示ししましたようなコミュニティ組織体系のイメージ図を例示し、条例公民館でない自治組織としての公民館については、例えば、公民会といった呼称に全市的に統一できないか。今後自治会代表者など関係者と調整してまいりたいと考えて提案したものでございます。以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思いますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

この前の会で私考え方をば申し上げまして、それに基づく提案がなされております。

すけれども、公民館という名の付く組織につきましては、条例公民館、法人公民館、そして自治公民館があると思います。ここで法人公民館は横に置きまして、条例公民館と自治公民館の差異でございますけれども、いわゆる条例公民会は市町村の条例によって設置された公民館で人づくりが基本になっていると思います。自治公民館についてはその一定地域の区域に居住する住民の方々が地域づくりをすることで設置されておりますが、社会教育法の**42**条ではこのことについては類似の、自治公民館は類似、公民館類似施設ということに位置付けていると思います。そういった面から全国的には自治公民館というものは名前が通っておりますけれども、県庁本課においても自治公民館を所掌する部・課はないわけです。社会教育においても、知事部局においてもないと思います。その中で慣れ親しんだ自治公民館ですけれども、住民から見ればやはり条例公民館と自治公民館の性格、そういったものが理解しづらいなあとということでこの前申したわけでございます。ただ次にご質問したいのがコミュニティ組織でございますけれども、コミュニティという定義をどういった定義をされていらっしゃるのか。それをお尋ねをいたしたいと思いません。まず、私が考え、思っているのは、ちょうど今、昭和**45**年、6年、「コミュニティ」という言葉を初めて知りました。その当時の辞書を引きましても「コミュニティ」というのでは載っておりません。昭和**30**年代のいわゆるあの高度成長で過疎と過密が日本には行われてきたと思います。過疎になった我々の地域、鹿児島県の地域が人が少なくなるというだけではないと、残されてそこに住む残った人の心の中まで寒々とした風が吹き抜けていくと、これをどうにかせんないかんというのが自治、「コミュニティ」という言葉で表現されたと思います。であれば、膝を寄せ合いあるいは肩を寄せ合って話し合いをする。組織が小さければ愚痴っぽくなってくる。大きくなってきますとこのコミュニティの精神から外れてくるんじゃないだろうか。最も適当な組織というものが必要であろうというようなことが議論されました。溝辺町におきましてもそういった視点から自治公民館を設置しましたけれども、やはり人員にしまして**500**名ぐらいが最高だろうと。もうそれであっても大変ではなかろうか。**200**名、**300**名が一番コミュニティの精神から言えばいいんじゃないかなあということがあって、確か**21**だったと思いますけれども、その後増えた。まして今現在**23**になっております。このイメージ図を見ましてもやはりそれぞれの市、町につきまして数が決めてありますけれども、実際コミュニティの定義というものから割り出してそういった定義も、数も修正できるようにですね将来できていくこの検討委員会の方に柔軟性を持たせたらどんなもんだらうかと思いません。差し当たってコミュニティの定義をお尋ねいたしたいと思いません。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。今回のこの新市のまちづくり計画書にコミュニティという、とは

ということが書いてあります。読んでみます。「コミュニティとは、一般的に人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団のことを言います。地域社会、共同体、新市における地域コミュニティとは、自治会組織、ボランティア団体、NPO（括弧書きで説明がしてありますが、民間非営利団体のことでございます。）などを指しています。」という解説があるようでございます。それと、自治会の数についてでございますけれども、この別冊の4に書いてあります数字は、これは現在の数でございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

新市まちづくり計画書の中で出されたものが発表されたと思いますが、この新霧島市、新しくできます霧島市としてはどういった定義を付けるのかということをお聞きしたかったわけなんです。それでやはり村落あるいは都市に住む人、そういった人たちが、共通の生活様式を持っている人たち、そういった方々の社会集団、小さく言えば自治会だと思います。その自治会が何個か寄せ集まって一つのコミュニティの組織をつくっていく。その組織が大きくてもいけないし、小さくてもいけないと思うんですね。その辺を十分検討した上で、今日協定を結んだとしましても、後ほどできますこの、この前の協議会なり、協議会が立ち上げられると思いますか、その方々にそういったものをば変更ができるようにですね融通、幅を持たせることが必要じゃなからうかという提案でございます。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。先ほども言いましたように、自治会の関係者あるいはほかの団体ともですね十分に協議、調整しながら、よりよきコミュニティの組織ができるようにしたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

将来名称が変わったとしましても、鹿児島県の社会教育課は鹿児島県下**12**の、**12**地区をば設定しまして自治公民館の設置、運営等についての研修会が毎年なされております。昨年につきましては始良会場では**184**名の方が参加をされて勉強をなされております。今年は7月の**29**日始良町で行われるということで計画が県の段階では立っております。名称としては、先ほど申し上げましたように、自治公民館ということではございますけれども、将来自治会という名称になったとしてもそういった研修会には参加できるように県庁本課とも十分話を詰めていただきたいということを要望しておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

別冊4の2に「地域活動の活性化を図る地区活性化補助制度を創設する。」とあ

りますが、これは前回の説明では納税報奨金に代わる補助制度であるというような説明だったようでありますが、この後ろの方に地域活動をした補助の申請様式などが書いてあるわけですが、溝辺町の中におきましても非常に周辺地域におきましては過疎、高齢化が進んで、これに該当するような活動はできない地域もあるんじゃないかと思いますが、その辺についてこの納税報奨金に代わる補助金というようなとらえ方に受け取ればいいのか。説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。この地域、地区活性化補助制度と申しますのは、納税奨励金に代わるものというとらえ方ではなくて、そういうのがなくなっていくので、新たにそういう地域の活動をされる所についてはこの補助制度を使って活動の手助けをしていきますよという趣旨で申し上げたところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

納税報奨金の時においては、それはなくして、ほかの方法を総務部会で今検討されているという説明であったと思います。私のとらえ方としては今報奨金をもらっている地域に対しては何らかの手だてがされるものと思っていたわけですが、今説明を聞きますと、さっき言ったような地域に対してはそのような検討はされていないようなことですが、この辺について地域の方々にしても理解が得られるものかどうか。何か検討の中で協議されなかったものか伺います。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。この件につきましては分科会なり、総務専門部会でもいろいろ議論をしまして、納税奨励金そのものは違法性があるということで、それに代わるという表現はちょっとまずいというような話し合いだったようでございます。その代わり新たに、先ほど言いましたように、そういういろんな活動をする時にいわゆる経済的に不足が出れば活動そのものも衰退していくであろうから、そういうのについては新市においてそういう活動のための助成をしていった方がいいんじゃないかということでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

木場委員よろしゅうございますか。8ページの所に一応図表で示してたんじゃないのか、これに。はい、部会の方から、はい、再説明して、はい。

○始良中央地区合併協議会総務分科会長（新町 貴）

先ほどの納税奨励金との関係でまた若干ちょっと補足をいたします。納税奨励金の制度がある所、ない所ございまして、また既に廃止をしている所でもその対応が違うというようなことから、単に奨励金に代わる補助制度ではなくて、今後地域活動を展開する上で地域の活性化につながる活動を行う地区に対しまして活動に対する補助金を交付するような制度を新しく創設しようとするものでありま

す。それから、資料の中の方にいろいろと事業が挙げてありますけれども、これは今幾つか、例えば、何々道路環境美化作業、地区ふれあいゲートボール大会、敬老会の実施、あとその下の方にも上記以外に考えられる事業の具体例というようなことで示してございますけれども、ここに挙げてある以外にもまたいろんな事業が考えられるのではないかというふうに考えております。このような事業につきましても今後の中でいろいろと協議をしてみたいと考えております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにはございませんですか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

我々の町にしましても大きな自治会と小さな自治会、非常に多様にあるわけです。しかもですね小さな自治会に限って高齢化が進んでですよどんな活動をしてどういう申請をしていいかわからないお年寄り方が多いそういう自治会が多いんですよ。大きな自治体になれば、自治会になればですね活動も盛んにできるし、人材もあるわけですから、こういう活動補助金をもらうのは簡単だと思うんです、申請するのは。小さな自治会はですね、自治会はですねなかなかそういう人材もないと。ただ納税報奨金とか、そういうものに限ってはですね、慣例どおりずうっと集められて、真面目に集めて報奨金が今までは来とったわけです。ところがですね、新しくこういうふうになって地区活性化補助制度なるものができて、このように後ろの方にちゃんとどのような活動をしたら申請したらいいということがモデルあるんですけどね、本当にその方々、小さな自治会の方々がそれを申請することができるかどうか。なかなか自分からこれを申請しますということはないと思うんですよ。だから、これは一旦なくしてですね、やはりその補助が活性化制度だからいろんな活動をなさいと言ってねパッと押しつけてそのまま上から下ろしていくのは、私はそれ、小さな自治会に対しては本当にですね冷たい酷なやり方だと思うんです。だから、もう少しこれは考えてほしいと思うんですけど、この点についてはその部会の中では出なかったんですか。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

お答えします。いろいろご意見があると思いますが、そういうこともありますので、この2番の2行目に「2年以内に制度の統一化に向け検討を行う。」ということ。それと小さな集落、高齢者の多い所ではなかなかその申請ができないんじゃないかというような話でございましたけれども、これはその小さな集落で申請されなくとも、例えば、そのいわゆる公民館なりの中で大体されることは決まっていると思うんですね。そういうことであれば、その上の第1階層の所でまとめて申請されるということもできるんじゃないかと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

そういう考えであればですね、そういうのをきちっと載せてほしいわけです。ただこの場で載せていただいたらですね、我が町においてはですね3分の2はですね活動もできないし、申請書も出せないという団体だけになると思うんですよ。大きな所は人材もおるわけです。地域をどうしようと、そういう所だから大きくなっているわけですよ。だけど、今までですね納税報奨金に限ってはきっちり真面目にやっとなるわけです、小さい所に限ってですよ。そういうのを合併後このように決まりましたから、何か活動しなさいと。その上で上の地区公民館なり、何とかなりに申請して同じ活動してやりなさいと言ってもですね、なかなかですね、これはなかなか動かないと思うんですよ。大体言葉自体覚えるのに大変だと思うんですよ。そういうのが実際霧島町だけではなくて、横川も、溝辺も、あっちこっちあると思うんですよ。だから、その辺をですねもう少し親切にこの文言を考えていただいてですよ、どのような組織、モデル図みたいなやつですよ、それこそちゃんとだれが見てもお分かりいただけるような、地域活性化を、これだけじゃなくてですね、もう少し考えてほしいなと私は思うんですけどね、そのような検討はなされたかどうかですよ。というのはですね、コミュニティというのは大きな合併になればなるほど一番大事にしなきゃならない民主主義の根幹なんです。これからもですね結局は行政の方から来る、各戸にこう配ったりですよ、連絡したり、いろんな調査項目は挙がってくると思うんですよ。それをまとめていくのにですね大きな団体だけに頼るといことはいけないわけですから、やはり自治会を通じてそれぞれ活動するわけですから、もう少し、ただ地区活性化補助制度をこうして新設しますというんじゃないで、これについてどうしたらいいかと。結局補助項目一覧でもいいですから、分かりやすいのと親切なやつと書いてほしいと思うんですよ。その点についてはどのような議論がなされたか。もう全然なかったですか。お聞きします。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

これが承認されて、今後また具体的な内容に入っていくわけでございます。その段階において十分に今、委員のおっしゃったことを考えながら、意見を取り入れながら仕事を進めていきたいと思っています。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

分かりました。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

私も今年から公民館の会長をしているんですけども、会費集めが大変なんです。そしてこの地域活性化事業というのは、部落ではタンドというのを年間3回ぐらいやって、それから運動会をやって、花見をしてということなんですけれども、この地域活性化というのはどういうことを指して言っていらっしゃるんでしょうか。

そしてその中でどういうことについては補助金対象になりますよということを実体的にお示しいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の活性化の具体例やらこう書いてあるでしょう。ちょっと説明してあげたら。

○始良中央地区合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

委員のおっしゃるように、役員をされとれば大変なところもあると思うんですが、先ほども説明しましたように、道路の環境美化作業とか、ゲートボールとか、そういうのを各地域でいろいろされているわけですね。その時にやはりその地域だけの例えば集めたお金だけではなかなか運営が大変だというようなこともあると思います。そういうことについては、こっちの方に相談していただければ、その地域がみんなが、地域の住民の方々が一致団結して地域を盛り上げていくというそういう一つの助けになればと思ってこういう補助の制度を設けようとしているものでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

それでは、これは新設ということですね。新市における新設ということですね。分かりました。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

この問題は納税報奨金の廃止の時に一次会の活動資金がなくなるということから端を発して、総務の方で何とか検討するという事でこの案を設けたということで当初説明があったわけですが、今皆さんがおっしゃいますように、この今ここに挙げてあるこれはあくまでも具体例ですから、あといろいろとまだ問題点が出てくると。この活動ができない所もあるし、地域の中にはほとんど、溝辺町で例をとって言いますと、自治公民館の中に自治会があって、その自治会の中でそれぞれ活性化あるいは花いっぱい運動、美化作業、そうしたものをいろいろとこうやっているわけですが、今このここに挙げてあるのももちろんありますけれども、このことに限定しないで、まだ幅広くいろんなものを取り込んでいくというふうにしていただきたいというふうに思います。あくまでも市の活性化、これは住民本位でありますから、住民自治を盛んに言うところです。自治会が活発になって自治公民館が活発、地域が活発になっていくということが原則ですので、まずこの自治会の運営をよくやっていかれるようにということやっていただきたいと思います。いろんなことがありますから、それを、さっきも言われましたように、一つ一つの小さい自治会で申請するのはなかなか困難だろうということで、今のところは自治公民館と言いますけれども、この中に自治会が幾つか分かれておりますので、先ほどありましたように、申請をする段階ではそれを拾い上げてその自治公民館の方で申請をしてい

って、これを簡素化していただくというようなことも、今後自治公民館長を交えて検討をされるということですから、その辺を十分検討されて、なるだけこう、余り難しいことじゃなくて、簡単にできるような方法で検討をしていただきたいというふうにご要望をしておきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

要望ということでよろしゅうございますね。ほかにはございませんでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。協議第**67**号、自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目**24**）及び協議第**68**号、コミュニティ施策の取扱いについて（協定項目**25-21**）について併せてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**67**号、自治会・行政連絡機構の取扱いについて（協定項目**24**）及び協議第**68**号、コミュニティ施策の取扱いについて（協定項目**25-21**）は提案のとおり承認をされました。次に、議事の(4)、協議第**69**号、その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑧**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で公営企業専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明がございますでしょうか。はい、専門部会。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（石塚 義人）

特にご説明申し上げる所はございませんので、よろしくご審議方お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、本件についての協議に入ります。ご意見・ご質問等をお願いいたします。ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にごございませんので、それでは、委員の皆様にお諮りをいたします。提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**69**号、その他事業【温泉事業】の取扱いについて（協定項目**25-27-⑧**）は提案のとおり承認をされました。続きまして会議次第5の住民説明会資料（素案）についてを議題といたします。事務局の方から説明をお願いいたします。はい。事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、住民説明会用の資料につきまして説明をさせていただきますが、資料

につきましては、先般お配りをいたしております素案、住民説明会の関係で「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」という冊子でございます。説明に入ります前に少しお断りをしますけれども、この住民説明会用の資料でございますけれども、6月いっぱいには製本をし、全戸配布を7月の上旬に考えております。今日の段階では素案として説明させていただきます。中身につきましては縮小版で出しておりますので、非常に字が小さくて見にくい所があるかもしれませんが、大体こういったイメージでつくりますという考え方を持っております。原案は大文字で書きたいというふうに考えております。また、本日の協議事項につきましても、承認をいただく前でしたけれども、承認をいただいたらこういった形で掲載したいということで掲げておりますので、前もってご了解をいただきたいと思います。今後のスケジュールですけれども、本日は素案として説明をさせていただきます。意見等がございましたら、その意見を反映させた形で次回原案として協議会の方にお示しをし、報告したいというふうに考えております。中身につきまして少し説明をさせていただきます。開いていただきまして1ページ目は、今回の発刊にあたっての考え方を述べさせていただきました。真ん中ぐらいから下の方ですけれども、そこで「今回一通りの協議が終了しましたので、住民の皆様方の生活に直接影響する項目を中心に冊子を作成しました。」というようなことでこの発刊にあたっての考え方を述べさせてもらっております。2ページ目が目次でございます。3ページ、4ページ、これが見開きで3番になりますけれども、これは新市の地域特性をそれぞれの1市6町の特産等について写真等を掲載していきたいということで、この写真につきましてもあくまでもイメージでございまして、変更をしてまいる分がございません。5ページと6ページですけれども、合併協定項目です。51項目それぞれこういった形で、備考の所を書いておりますけれども、調整を行いましたということをもとめさせてもらっております。かいつまんだ部分で備考欄に書きました。その次のページから7ページ、8ページというふうに書いてありますけれども、「合併でどうなる私たちの生活」ということで、一般編から始まっておりますが、基本4項目、合併の方式、期日、名称、位置、それ等について掲げ、あと議員定数、それから右側の方に農業委員会の定数とか、税金、それから公共施設、こういった形を一般編として掲げております。次のページからが社会基盤の関係で道路整備事業についての考え方、それから土地区画整理の考え方とか、いろんなことをここに掲げて、生活環境編として消防の関係とか、有線放送、ゴミ、そういった形で生活環境編を整備をいたしております。11ページ、12ページになりますが、ここにつきましては教育文化編、学校施設の整備、学校給食とか、それから真ん中ぐらいですが、通学区域、それぞれ教育文化に関する部分の主なのを掲げております。それから、13ページから後ですけれども、保健福祉関係でそれぞれ幼児の関係から次のペー

ジに向けてございますけれども、それぞれ福祉の関係を整備をさせていただいております。それから、次のページになりますけれども、**15**ページ、**16**ページ、保健福祉の続きでございますけれども、老人給食の関係から始まって老人クラブの関係、それから障害者の家庭用にそれぞれの項目で整理をしてあります。それから、その次のページが産業経済編として企業誘致の考え方、観光イベント、商工会、第三セクター、それから畜産関係、林業、そういった形の協定項目等を文書で掲げてあります。それから、**19**ページに移りますけれども、本日提案をいたしておりました、審議をしていただきましたコミュニティの関係、自治会、それから納税奨励の関係とか、コミュニティ、地域審議会、そういった形を掲げ、**20**ページ目は行財政の関係を掲げております。ここまでが調整方針を掲げさせていただきました。それから、**21**ページ目から疑問に思われるであろうというようなことをQ&Aとして掲載をしたらということでここに掲げております。合併すると住民票や運転免許証、こういったのがどのようにすればいいのかという疑問に思われるようなことをQ&Aとしてまとめさせていただきました。**22**ページ目も一緒でございます。右下の方は税金の納期の関係、そういったことを掲げてあります。それから、次のページでございますけれども、字が小さいですけれども、これも大きな字になりますが、新市の組織機構、この前お示しをしましたけれども、イメージを掲載したいということでございます。現段階ではまだ協議中の部分がありますけれども、極力お知らせをするべきであるということで掲げたいというふうに考えております。それから、**25**ページ目につきましては本日のコミュニティ組織についての考え方でございます。それから、**26**ページ目からは、前回も少しお知らせをしましたけれども、新市のまちづくり計画の考え方等を再度述べさせてもらっております。それから、**27・28**ページ目になりますけれども、「新市まちづくり計画の施策の一覧」というふうに書いております。ここは上の方を少し読ませていただきますけれども、「施策一覧は、新市まちづくり計画に基づき合併後**10**年間にどの分野でどんな事業をし、どれぐらいの予算が使われるかを示すものであります。事業費につきましては概算事業費ということで、あくまでも参考にさせていただきたいということでございます。掲載事業につきましては、各市町の**10**か年の計画や新規事業等の中から主な事業だけを掲載しております。具体的な事業実施計画につきましては、次のページに示す新市まちづくり計画の実施計画によって作成中でございます。」というようなことございまして、1市6町からそれぞれ出てきた事業等をまとめをし、そこら辺を整理をしながら、財政との整合性を図りながら、できる限り数字につきましても示そうじゃないかというようなことで、ハード事業だけじゃなくて、ソフト事業も行っていきますという考え方でこれは掲げております。それから、**29・30**ページにつきましては、そのどのような形で実施をしていくんだという流れ図

等を掲げております。それから、一番最後になりますけれども、ここにつきましてはこれまでの経緯、それから今後の流れということでございまして、平成**16**年の7月から8月にかけて第2回目の住民説明会、8月の**19**日を合併協定書の調印、それから9月が各市町の議会で廃地分合の議決、**12**月に県議会の議決、県知事の決定ということで、2月に総務大臣が告示をします。新市誕生が2月の**14**日ということで、その後**50**日以内に市長、市議会議員の選挙が予定どおりいきますと行われるというようなスケジュールを掲げさせていただいております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、本件につきまして何かご意見等ございませんでしょうか。はい、小久保委員。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

小久保です。少し私の意見を述べさせていただきます。この冊子で恐らく住民説明して議決まで持っていくための理解だと思えるんですね。そういう観点で重要性のある中身だと思って見てみますと、私の印象は今までのその資料の寄せ集めのように見えてしまうんですね。訴える資料と資料、細かい文字が載って資料、資料編の資料ともう少し住み分けしながらその持っていかないと、例えば、私、表紙を1ページ開きますと、発行にあたってと、もうこの文章があると、ここを読まないですよね、読まない。そういうような形で目次なんて見ないと。何かペラペラめくって面白い所しか見ないという、目を引くような形で持っていかないと、配ったからいいと、住民は分かってくれるはずだという論点でこれを見ていくとですね、恐らく見る側からするとそんなに一生懸命見ずに、逆に、変な話ですけど、反対派の方の声が強かったら負けてしまうのではないかなという気がしますんで、もう少しその読ませる資料、見せて訴える資料という観点で持っていかなきゃいけないんじゃないかと。一つの提案としては、訴えるものを先に、資料編のものを後に持って行って、細かく見たい人はそちらをご覧くださいという形に持っていかないと住民の皆さんに伝わらないのではないかなという意見を持っています。以上です。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

今回のこの素案につきましては、協定項目をそれぞれ説明をしながら、1項目ずつですね、**51**項目詳しく説明を書いたので、してもよかったんでしょうけれども、極力住民の方々に目で訴えるというようなことも考えながら、特に住民の方々に関心があるというようなこと等を各分科会と協議をしてここに掲げております。非常に多くを掲げておりますので、もう少し、おっしゃるとおり、この訴えると言うんでしょうか、当然この表紙にしてもまだまだ工夫が必要ですし、3ページ、4ページですか、ここら辺もそうですし、中身につきましてもさらに編集をしてみたいと

いうふうに考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

よろしいですか。はい、言っていることは分かりますけれども、少し時間もあるようですので、少しデザイナーさんなんかね入れてやっていかれたら分かりやすい資料に、パンフレット、チラシになっていくんじゃないかなというふうに思います。確かに見やすいというふうにつくっておられても、これは発行側の自己満足であって、読者の自己満足では私はないと思っているんですよね。読者の観点、第三者の観点で読ませる資料というものをこうつくっていったらどうかなというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

ご指摘のとおり、いろいろ工夫をしてみたいというふうに考えておりますが、ページの的には大体この**32**ページぐらいというのがいいんじゃないかなということで、今回はイメージ的にこういう形で進みたいということで説明をさせていただきましたので、もう少し編集等に工夫をしてみたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

常盤ですが、協定項目に合併までに調整をする項目が数項目ありますが、これは説明会まではすべて処理がされるということになるのか。ならないとすれば、どういう説明をされるのか。ならなければ、また何らかの形での説明会と言うんですか、報告と言うんですか、されるのかどうか。お伺いをします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

現段階までに調整が終わった分につきましては極力そういった形で整理をさせていただきました。特に金額等が現在調整中の分がございましてはなかなか、予算査定をしたりとか、いろんな作業が出てまいりますので、なかなか難しいものがありますけれども、極力具体的に書けないのかなあということで書いていますつもりなんですけれども、おっしゃるとおり、合併までにというのがあります。それにつきましては何らかの形で逐次ですね、まだまだ協議会だよりとか、いろんなのがありますので、出していきたいということでございまして、当協議会の方にもそれぞれ決まった段階で報告をしなければいけない分につきましては報告をさせていただきたいということで、あとは協議会だより等を有効に使いたいというふうに考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。はい、事務局の方、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

併せて、当協議会の協議会だよりだけではなくて、各市町の方の広報紙と言うんでしょうか、それ等も活用させていただけるようにまた協力をお願いしたいというふうに考えます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。なければですね、本件は住民説明会用の資料の素案ということでございますので、報告事項の取扱いとさせていただきたいと思えます。また、この素案を基に正式な住民説明会資料が出来上がりましたら、6月24日開催の次の協議会で報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。以上で住民説明会資料（素案）については終わらせていただきます。次に、会議次第6のその他でございます。委員の皆様から何かございませんでしょうか。はい、小久保委員。

○始良中央地区合併協議会委員（小久保 明和）

小久保です。これは津田和さんにご質問が正しいかと思うんですけれども、私は隼人町に住んでおりまして、隼人町をちょっと車で回りまして、また合併に関するポスターを目にするんですよ。またちょっと変なポスターが出始めたなという気がしましてですね、何か病気が始まったんじゃないかなという気がしてですね、その辺の隼人町さんの動きにつきましてですね少し、私よく分かってないんで、ご説明いただければというふうに思えます。よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

今、小久保委員のおっしゃるように、見ていただいた方がいらっしゃると思うんですが、だれが出したのか。全然また明記してないわけですよ。それで、しかし、いろいろ9月まではまだ合併は決まっていないうんだとか、いろいろ話はあるんですが、よく調査もしていないけど、前のようにいっぱいはないけど、いろいろ、黄色い看板でしょう。黄色いのがですねあちこち出ているんですよ。それでこれについてもまた一応、あんまり極端であれば、前回のやつも行政で不法に、許可もない看板だということで撤去をしましたが、一応様子を見て、また場合によってはですね、あんまり極端になれば、質してみなければいけないだろうというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、常盤委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

前回確認をされた、承認された合併の期日の件について質問をしたいんですが、よろしいでしょうか。いいかどうか。いかんと言え、もうできないわけですけど。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、何か関連してでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

事務局にお尋ねをしたいんですけども、前回、5月27日に提案をされて、即、普通は予備提案というのがあるんですが、予備提案は昨年2月ということの確認があったのでという説明だったというふうに思いますが、14日という日にしたという点では、別にその予備提案をするほどでもないという判断をされた理由は何だったのか。私がちよっと聞き漏らしたのかしりませんが、お願いをしたいのが一つですね。それから、提案をされる際、これは選挙をされる方は皆さんそうだと思いますが、ここにも14人参加をされているわけですね、議会の代表の方々が。1市6町議会関係者にはこのことについてはご相談なりをされて、その結果がこういう形になったのかどうか。もし経過がございましたら、お願いをします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今、ご質問がありましたので、お答えできる分についてはお答えしたいと思います。まず1点目の方でございますけれども、従来の方でいきますと、事前の提案をしながら、次回にご協議を願うということで協議の手順としては進めてまいりました。前回の時のこのご協議をいただく中でもそこら辺をお断りをした上でご説明をさせていただき、そして皆さんにお諮りをしながら、決定していただいたというふうに私どもは認識をしているところでございまして、その時に特設委員の方々からご異論もなかったというふうに思っておりますので、そのような取扱いをさせていただき、協議の上で決定をしていただいたというふうに認識をいたしております。2点目につきましては、各議会の方へ相談があったのかということでございますけれども、私ども直接事務局の方がそのような形で各議会へ事前のご相談とか、そういう所にまいてとか、文書でとかという分についてはなかったというふうに私どもは考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

当然そういう手続きを踏まれ、首長さんたちは幹事会とか、その他いろいろ協議をする場があるんでしょうけれども、私どもはそういう場がないわけですね。持ち帰ってかなり怒られたんですけども、そういう説明があったとはいえですね、配慮がやっぱり不足をしていたのじゃないかという問題も一つありますし、私たちも何のためにここに送られて、送られてと言うか、派遣をされているのか。あるいはそういう重要な問題をですね、14日がいいかどうかは別にしても、やっぱりきちっと提起をされるべきではないのかと。検討する期間さえないではないかと。議会の関係者には聞いてないということであるとすればですね、我々もここにおける資格があるのかなと一瞬自分自身はこう思うわけです、ほかの項目も含めてですが。そういった点では少し配慮がやっぱり足りないのではないのかなという気がしてなり

ません。あと中身の問題もいろいろ意見が出ているわけですが、そこら辺も含めてですね、決まったことに云々という気持ちはないんですが、やっぱりこうもうちょっと本当の意味でこの時期がベターなのかどうか判断も含めてですね協議をしてもらおう場があってもいいんじゃないかという気がするんですけども、いかがでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

事務局といたしましては議案としてお示しをして、先ほど申しあげましたとおり、皆様にお諮りをしながら、ここにお集まりのこの委員の方々のご決定でこのような処置になったと、結果になっていると思っておりますので、私の方からこれについてどうした方がいいとか、あるいはこうあるべきだということについては差し控えた方がいいのではないかと思います。もしそのような分があれば、これはまた委員間の中でのことになるかと思っておりますので、私の方の事務局の方がこの協議会で決定された案件についてその扱いを云々という形については控えさせていただきたいというふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（常盤 信一）

そしたら議長さんに、会長さんか、お願いしたいと思いますが、ほかの市町ではそこら辺の認識ですかね、決まったことだということであれば、そういうことになりませんが、我々も議会に持ち帰って消化不良にかなりなっている部分があるものですか、どういう状況なのか。あるいはこの取扱いはもうそのままがいいのか。もしご意見があればですね、出していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

ただいまの常盤委員の意見についてですが、私たちの溝辺町の議会でも特別委員会の中で非常にその辺については、まだ十分協議して住民にもうちょっと内容など分かっていただいた時点で合併をするべきじゃないかというような非常に空気が強くなってきているのが現状であります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかの所はありますか。はい、どうぞ、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

3月議会の中でも市町村合併に伴う基幹系電算システム予算が計上されたということで、非常にその、それぞれの議会の中でも9月議会の議決前での承認ということで非常に問題になったということで、牧園におきましても予算に意見を付けて執行した。あるいは横川についても特別委員会で議決後に執行するようにといったような形で議決がなされているという段階でですね、今回またさらに予算が計上されて、非常に、6月議会が目前に迫った中で議会としては非常に困惑しているという状況にあらうかというふうに思っております。そういう部分でですねやはり、例え

ば、始良西部ですか、3町では合併の決議までは予算は執行しませんよというように形で動いてきているわけですね。そういう中においてこの始良中央法定合併協議会だけがその合併の期日に間に合わないということの次元で予算がどんだんここの先走りの形で出てきているという状況で、非常にそのまた合併の日の期日の2月14日という部分についてもですねやはり問題があるのではないかというふうに思うわけです。2月という合併の期限から逆算して予算が計上されている。そういう部分でこういった問題が出ていないかというふうに思うわけです。そういう部分でですね始良西部の部分では議長とそれぞれの町長さん方6名で協議がされた上でその議決後にというふうに新聞報道では出ているわけですが、果たしてこのうちの始良中央合併協議会の中ではどのレベルでこの予算を執行という部分で協議がなされてきたのかどうか。その辺もですね非常にこう問題があるのではないかというふうに思っているわけです。そういう部分でどのレベルで協議がなされてこの二つの予算が予算化されてきたのか。やはりそういった部分で本当にですねお互いが納得のいく合併をするのであれば、やはりそこらあたりも十分配慮すべきではなかったのかなというふうに私は思うわけですが、そういった部分についてを会長さんが直接仕切っていらっしゃるんであればですね、会長の口からその話を聞きたいというふうに思うわけでありませう。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ちょっと一通りお聞きをしましてから、あとほか何かあるんでしょうか。はい、霧島、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 繁）

はい、霧島です。水面下ではどうかわかりませんが、私自身は、2月14日に決定したことで不満とか、何かそういった話を聞いたことはございません。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、徳田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

隼人町ですが、私どもの特別委員会の中でも「この合併の時期につきましては議会を軽視したものではないかということで、再度協議をいただきたい。」という意見が出ております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、福山町議会。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

横川です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

横川、すいません。はい、黒木委員。

○始良中央地区合併協議会委員（黒木 更生）

はい、横川ですけれども、ただいま迫田議員が申し上げましたとおり、3月議会におきまして電算関係が横川も付箋が付いたわけでございます。今回も一昨日8日の日に議会運営委員会を開催いたしましたところ、やはり電算関係の補正が出ているわけです。そのような関係で議会といたしましても1市6町の最終本会議の動向を見て一応やった方がいいじゃないかというような一応結論に達しまして、最終本会議を一応**30日**ということで一応議会運営委員会では一応決定いたしております。そのような一応関係で、ただいまその日程につきましては、今のところ、横川の議会の中ではその2月**14日**の日程については異論は今んとこ聞いていないところでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、川東委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川東 清昭）

福山町の方でございますが、合併の期日については異存はございません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

迫田委員からちょっと発言を求められましたので、ご案内のとおり、この合併協定項目**51**の部分の中の合併の期日ということは大変大事な協定項目の一つであるということで、当初2月に合併という形ですべての案件について、具体的な期日は設定されないんですが、2月合併ということですべていろいろの協議をされてきたわけでございます。したがって、期日の問題につきましては、先ほど来話がございますように、2月にということの具体的な日にちをいつにするのかということにつきましては、前回でも説明がございましたように、事務の処理、合併の事務、合併日の事務が円滑にいくためには三つの休み、3連休の後の方がこれは職員の皆さん方を含めあるいは電算の移行も含めその一番スムーズにいくであろうということで、2月の中ではそういった期日にあたるのがどの日かということで2月の**14日**ということの設定がされたわけでございます。なお、また、それぞれの市町村でいろいろと電算については議論がされているわけでございますが、2月にオープンするとした場合に予算の執行、いわゆる電算の予算を執行していかなければ、具体的に、議会の議決が遅れ、そしてそれが執行できない情勢であれば、必然的に2月の、つまりその議会の、電算のシステムは間に合わないということになるので、それぞれ3月議会で提案をして、そして予算の執行することによって当初の協定で、最初の段階で協議しておりました2月に間に合うという形のことで3月には予算がそれぞれの議会で提案されて、そして執行がこれまでされてきているわけでございます。なお、今回6月の議会の予算の部分につきましても、不確定要素があったり、

組織をつくったりという形のいわゆるこれから今後必要とされる議案に、予算執行についての予算が、それぞれの財務部会、それぞれの部会の中で議論がされて、どれだけの予算経費が今後必要なのかということそれぞれの市町の職員の皆さんからなります部会で議論がされて、そして財政課と調整の上、今回それぞれの市町において議案として提案がされているものでございます。したがって、この予算の議会のそれぞれの市町での取扱いによりまして、先ほど申し上げましたように、これが円滑に執行できないということになりますと、2月の実施ということについては支障が出てくるのではないかというふうに考えておりますが、その議案提案に至る経緯につきましては、私どもが、会長の所で調整するとか、そういう話ではなくって、それぞれの部会の所でまずどれだけの経費が必要なのかということで予算の原案をおつくりいただき、一括して国分市の方で契約をしななければならない分については、それらをまた財政部会の方で職員の皆さん方がご議論されて今回の提案になっているんだというふうなご理解をいただきたいというふうに思います。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

非常にですね9月の議決まではこの1市6町の合併というのは微妙な状況にあるわけですね、それぞれのまちの考え方があるでしょうから。微妙な段階である。そういう部分の中で予算を執行していく。そういう部分でじゃあ、例えば、不成立に終わった場合に、その執行されたお金は責任はだれが持つんだというようなことで、うちの議会でもその3月議会では非常に議論されたという部分で、最終的には町長が「私の責任で行います。」ということを言われてうちは執行されたわけですけども、やはり非常にこの、今後の動向いかんでは非常に責任が重いものが出てくるんじゃないかというような気もしてならないわけですね。やっぱりそういう部分を考えたときに、意見を付けた段階におきましても特例、現行の特例法改正案が決定されて、**2005**年の3月に合併を申請して、**2006**年3月までに措置をすれば受けられるんですといったような1年延長というのが出てきとったわけですね。そういう部分の中で十分にその可能なものであろうというふうに思っているわけですね。合併そのものが本当にこうみんなが真剣に取り組んでいくとするならば、そういった部分がやっぱりどうしてもそれぞれの議会が納得のいく形という部分が出来上がってくるような気がするんですけども、非常に今の段階では難しい状況じゃないのかなあというような気がしてならないわけですね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

予算につきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの素案をそれぞれの部会、それぞれの市、町で原案をつくりまして、これを議会の皆さん方に市長あるいは町長が提案すると、執行権者が提案をするという形で、承認を求めるとい

形で提案をさせていただいているところがございますので、その取扱いについてはそれぞれの市町においてご議論をいただくべきものだというふうに考えております。したがって、先ほど、この場でおきましては前回そういう経過がございますので、2月14日にその合併という形で一定の方向は整理がされておるわけがございますので、その方向に向かってそれぞれの所で、その間の問題は別にいたしまして、その方向に向かって私どもこの協議会としては取り組む必要があるのではないかとこのように考えているところがございますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)、はい、常盤委員。

○始良中央地区合併協議会委員(常盤 信一)

意見だけ述べさせてもらいますが、国分の議会の関係で一定の人たちが言っている関係で言いますと、先ほど言いましたように、議会の関係者に相談が事前がないという問題ですね。だから、したがって、なかなか協議ができなかったという問題が一つと。それから、あくまでも2月が目標ですから、2月にこだわらないかんかったという点で言えば、今、会長の方から説明も若干ありましたが、それは幅があってもいいのではないかとこのように思っています。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ほかにはございませんでしょうか。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員(迫田 良信)

大体その協定項目の審議が終わったわけですが、今後9月議会までの間にそれぞれの議会で合併の議決に向けて努力をしていかなければならないわけですが、これまでの協議の中で合併までに調整するという部分が非常にたくさん出てきている部分があるんですね。そういった部分を9月の議決段階で判断材料としてある程度必要ではないのかなというようなことも考えているわけですが、そういった判断材料となるその調整資料等をできるだけ早い時期に上げて議会の方にも出していただきたいというふうに思うわけですが、事務局の方どうでしょうか。その合併のいわゆる2月までに調整するという状況の中でずっとこう押して2月と、その段階で調整が終わりまして。これではちょっと非常に難しいような気がするんですが、どうでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局長(藤田 満)

合併の調整の方針に基づく状況につきましては、先ほど住民説明会の資料の所で間手原次長の方から幾つか説明をさせていただきました。調整をするものの中身につきましては、いわゆる合併までに調整するもの、それから合併と同時にこうスタ

ートさせるもの、合併後にまたその制度をつくりながらやっていくもの、いろいろと調整の方針というのは最初の段階でそれぞれの、振り分けといいますか、分野ごとに説明させていただき、その方針をお認めいただいているところがございます。したがって、今この住民説明会資料の中でもできるだけ、住民の方々を中心という言い方になりますけれども、限られたページでございますので、具体的なものはできるだけお示しをしていこうというふうに思っておりますし、それから、また、この協議会の中でも、その説明資料に載せ切れないものも出てまいります。それらについてのお伝えの仕方ということについても、協議会、それから住民の方々含めましても、協議会だよりであるとか、各市町の広報であるとか、いろんな形で機会をとらえて説明させていただくということになろうかと思っております。いずれにいたしましてもすべてのものがいついつまでにきちんとということに、その住民説明会とか、議会の議決までに全部整うということにはならないというふうに思っております。できるだけそのような大事なものにつきましては取りまとめたものを、今後もまた協議会を月に1回という形では開催してまいりますので、そこら辺を整理をした上でおつなぎをしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、笹峰委員。

○始良中央地区合併協議会委員（笹峰 護）

協定項目**25-27**、その他事業という所で「指定金融機関については、合併までに調整する。」となっておりますが、これまでどのような検討がされたのか。そしていつ頃発表になるのか。住民説明会との関連もありますので、お聞かせ願いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

指定金融機関につきましては、合併までに調整するという事で承認をいただきましたけれども、その後会計を中心に協議をしておりますけれども、3月**31**日で**16**年、**15**年度を締めて、今、会計の方は5月**31**日まで書類の整理をしておりますので、その間ちょっと休んでおります。それで6月に入ってこの前初めて分科会がございましたけれども、今後廃置分合が終わって、指定金についてはある程度の結論を出そうということで今、この前打ち合わせをただけです。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（笹峰 護）

やはり住民の関心の高い事項でもありますし、また、合併の判断材料にもなると思うんですね。この辺はやはり急いでいただきたいと要望しておきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

事務局の方から何かございますでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

配付資料の中で「市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続一覧」ということで、県関係ということで8ページにわたる資料をお配りしておると思えますけれども、それを若干説明をさせていただきたいと思えます。これにつきましては町名・字名の取扱いについて今年の3月11日当協議会で承認をいただきました。それを受けて住所表示の方法は、大まかに言えば霧島市の後に現在の市町名をそのまま続けて表示するというものでありました。これに伴いまして合併時に住所変更手続きを行わなければならない案件について、これは当日3月11日でしたけれども、参考資料で説明をさせていただいた経緯がございます。ほとんど必要ないということで私の方から説明をいたしましたけれども、その後合併事務局の方から県の方に住所変更に伴い県関係で申請しなければいけないのがあったら示していただきたいということで要望しておりました。それでお手元の方にあります「市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続一覧」という形で今回届きましたので、皆様の方に、委員の方々におつなぎしたいと思います。これを見ますと、主に許認可を受けて又は資格を得て業をなしておられる方の中で住所変更に伴う手続きをしなければならない場合があるようでございます。1ページから8ページまで72件について県の方でまとめていただいておりますけれども、1ページの方に、1ページの方の一番左側にナンバーが打ってありますけれども、2番、3番、4番、5番、「ここが必要でありますよ。」と書いてありますけれども、宗教法人とか、学校法人等につきましては住居変更に伴いまして変更手続きを出していただきたいというようなこととございます。出す所については、左から2番目の担当部・課、例えば、「2番につきましては学事文書課の方に出していただきたい。電話番号はここですよ。」というふうに明記がしてあるようでございます。それと同じ1ページの20番、21番、一番下ですけれども、「不動産鑑定業者とか、不動産鑑定士等についても変更の手続きをしていただきたい。」というようなことが書いてあるみたいです。それと2ページの方を見ていただきたいんですけども、2ページの上の方、22、23、このあたりにつきましても一番、22番は特定非営利活動法人、俗に言うNPOですね、この方々については住所変更の手続きをしていただきたいというようなことです。それと多いのが、4ページ、5ページをちょっと見ていただきたいんですけども、4ページの方には、下の方から、87番とありますけれども、工業振興課の方に申請していただきたいということで、「採石業者登録を行って、受けていらっしゃる方等については変更手続きをしていただきたい。」ということも載っておるようでございます。それと5ページの方に、上の方にずっと書い

てありますけれども、農業協同組合とか、肥料関係の販売届をしている業者さんとか、農薬販売届をしている業者さんとか、そして家畜人工授精師の免許を取っていらっしゃる方とか、家畜商免許を取っていらっしゃる方等についても変更の手続きを行っていただきたいというようなことが載っておるようでございます。それと6ページの方ですけれども、**128**番の所ですけれども、建設業の許可を受けていらっしゃる方等についても手続きをしていただきたい。**130**番につきましては解体工事等の登録を受けていらっしゃる方もしていただきたいというようなことです。それと一番最後になりますけれども、8ページ、**172**番に書いてありますけれども、自動車運転免許証、これについては合併時に変更する必要はございませんけれども、切り替えの時行っていただきたい。そして警察の方にちょっと聞いたんでしたけれども、普通、住所変更をした場合は切り替え時に住民票を持って行って変更届をするように普通はなっておりますけれども、「そういう住民票が必要なんですか。」ということを知りましたところ、そこについては「合併が県内でも至る所で協議会がつくられて今進んでおるようですので、その件については今のところはまだ結論は出しておりません。」ということでしたので、住民票が必要なかどうか分かった段階でまたおつなぎしたいと思います。それでこの県の**172**件のうち**28**件ぐらいが住所変更の必要ですよということですので、これらにつきましては、協議会だよりとか、そういうのを活用しながら住民の方々へ周知を図っていきたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程をご連絡いたします。第**27**回合併協議会は、6月**24**日（木曜日）午後1時**30**分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたしますので、ご出席よろしくお願ひいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようでございますので、本日の議長の役目は終わらせていただきたいと存じます。本日も大変長時間にわたりまして熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第**26**回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 3時02分」